

衆科委177閉第5号
平成23年9月12日

経済産業大臣臨時代理
藤 村 修 殿

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長
川 内 博 史

書類提出要求について

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会理事会の協議に基づき、下記書類の提出を要請いたします。

記

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件の調査
に関して

(書類については別紙参照)

政府は、事故原因の徹底的検証のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条及び電気事業法第106条に基づき、東京電力株式会社から別紙の事項を含む報告を徴収し、それを9月22日(木)、本委員会に提出することを要請する。

(別 紙)

衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会においては、平成23年3月11日に発災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う様々な事象について審議を進めてきたところである。

とりわけ地震発生から津波が到達するまでの間に、同原子力発電所で起きた事象を解明する必要から、特に、非常用復水器及び格納容器スプレーの挙動について不自然な点が指摘されていることもあり、去る8月26日、9月2日及び同月7日に経済産業省を通じて東京電力株式会社に対し、資料提出を要求したところである。

しかるに、当委員会理事会に提出された資料は、ほとんどの文言が黒く塗り潰され判読不可能なものであり、回答があった項目についても詳細な説明を欠くなど、不十分・不誠実の誹りを免れないものであった。また、政府の事故調査・検証委員会には、塗り潰しのない文書を開示しているとの報道もあり、これが事実だとすると、誠に遺憾である。

よって、経済産業大臣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条及び電気事業法第106条に基づき、東京電力株式会社から以下の事項を含む報告を徴収し、それを本委員会に提出することを要請する。

- 1 東京電力福島第一原子力発電所の「事故時運転操作手順書」に加えてシビアアクシデント発生時における手順書
- 2 同発電所1号機についてのG E社の非常用復水器の設計時ににおける性能計算書及び操作マニュアル
- 3 直近に事故時運転操作手順書を改訂した2010年1月16日及び同年7月7日に1号機で行われていた作業内容

- 4 過去 40 年間における東京電力福島第一原子力発電所の事故時運転操作手順書及びシビアアクシデント発生時における手順書の改訂日及び改訂内容の履歴
- 5 シビアアクシデント発生時等に備えて実施していた訓練の実施日及び実施内容
- 6 本年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により発生した福島第一原子力発電所事故に関して、
 - (1) 1 のマニュアルに記載している対処方法と、地震発生後に現場の作業員が実際に行った操作内容とを時系列的に比較できる資料
 - (2) 地震発生後の対応について作業員にヒアリングを行ったのであれば、その発言録
- 7 非常用復水器が圧力調整装置であることを証明するもの

以上